

● 服薬管理について

学校のある時間に服用しなければならない薬に関して、医師から処方された薬に限りお預かりします。

(市販薬の預かりは行いません)

(1) 長期使用薬(定期薬) 抗けいれん剤、安定剤、心臓疾患用内服薬など

*頓服薬も含みます

「服薬依頼書」の提出が必要となります。本校ホームページにてダウンロードするか、学校生活のしおりを印刷して提出してください。

(2) 短期使用薬(不定期薬) 風邪薬、抗アレルギー薬(季節性)など

「服薬依頼書」は必要ありません。連絡帳に薬の種類、服用時間、服用方法などを書いて毎日1回分ずつ持たせてください。

● 学校感染症と出席停止について

(1) 学校感染症と診断された場合は、本人の休養と他者への感染を防ぐため、出席停止等の措置をとることになっています。

(2) 学校感染症と診断された場合は、できるだけ早く学校に連絡してください。

(3) 医師の診断等により回復したと認められ登校する際に、「登校許可証明書」を学校に提出してください。

登校届には3種類あります(様式は本校ホームページにも掲載しています)。

・様式①インフルエンザ用登校届(保護者記入)

※医師から指示された出席停止期間等を保護者の方が記入し、学校に提出してください。

※薬の説明書や医療機関の明細書のコピー等、インフルエンザの治療をしたことがわかるものを必ず添付してください。

・様式②インフルエンザを除く学校感染症用登校許可証明書(医療機関記入)

※受診した医療機関で書いていただき、学校に提出してください。

・様式③新型コロナウイルス感染症用登校届(保護者記入)

※出席停止早見表をご確認の上、記入してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※その他の感染症には、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎などが含まれます。